

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成18年10月5日(2006.10.5)

【公開番号】特開2005-67172(P2005-67172A)

【公開日】平成17年3月17日(2005.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2005-011

【出願番号】特願2003-304117(P2003-304117)

【国際特許分類】

B 3 2 B	7/06	(2006.01)
B 3 2 B	27/00	(2006.01)
B 4 2 D	15/00	(2006.01)
B 4 2 D	15/10	(2006.01)
B 4 2 D	15/02	(2006.01)

【F I】

B 3 2 B	7/06	
B 3 2 B	27/00	C
B 3 2 B	27/00	F
B 3 2 B	27/00	G
B 4 2 D	15/00	3 7 1
B 4 2 D	15/10	5 0 1 K
B 4 2 D	15/02	5 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月17日(2006.8.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1接着層を有する印刷用シートと、

一面が上記印刷用シートの第1接着層に対して剥離可能に積層された剥離シートと、

第2接着層を有し、上記第2接着層が上記剥離シートの他面に対して剥離可能に積層された樹脂シートとを備え、

上記印刷用シートと剥離シートと樹脂シートとの積層部に、切り取り線で囲まれた切り離し可能なカード部が複数設けられ、

上記カード部のうち印刷用シートと剥離シートとが第1接着層を介して積層された状態で上記樹脂シートと第2接着層を残して剥離しうるようになっており、

上記剥離された第1接着層を介して積層された印刷用シートと剥離シートを逆転させて第2接着層を介して樹脂シートと積層し、剥離シートを第1接着層を残して剥離したカード部同士を、上記第1接着層同士を貼り合わせたときに、カード部とカード部との間に、磁気記録層、ICチップ、読み書き用のアンテナのうち少なくともいずれかが存在するよう構成されていることを特徴とする印刷用紙。

【請求項2】

上記カード部の第1粘着層または第1粘着層から印刷用シートにわたって凹部を設け、上記凹部に磁気記録層、ICチップ、読み書き用のアンテナを収容するようになっている請求項1記載の印刷用紙。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記目的を達成するため、本発明の印刷用紙は、第1接着層を有する印刷用シートと、一面が上記印刷用シートの第1接着層に対して剥離可能に積層された剥離シートと、

第2接着層を有し、上記第2接着層が上記剥離シートの他面に対して剥離可能に積層された樹脂シートとを備え、

上記印刷用シートと剥離シートと樹脂シートとの積層部に、切り取り線で囲まれた切り離し可能なカード部が複数設けられ、

上記カード部のうち印刷用シートと剥離シートとが第1接着層を介して積層された状態で上記樹脂シートと第2接着層を残して剥離しうるようになっており、

上記剥離された第1接着層を介して積層された印刷用シートと剥離シートを逆転させて第2接着層を介して樹脂シートと積層し、剥離シートを第1接着層を残して剥離したカード部同士を、上記第1接着層同士を貼り合わせたときに、カード部とカード部との間に、磁気記録層、I Cチップ、読み書き用のアンテナのうち少なくともいづれかが存在するよう構成されていることを要旨とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

したがって、使用者は、上記カード部のうち印刷用シートの第1接着層を有しない印刷面に、手書き、ゴム版、捺印、印刷などの自由な書き込みを行なうことができる。その後、上記カード部の印刷面を印刷用紙に残された第2接着層のカード部に対面させ、第1接着層を介して樹脂シートと接着させる。そして、上記カード部から剥離シートを剥離し、第1接着層を剥き出しにする。このように第1接着層を剥き出しにした状態のカード部を2つ用意し、そのカード部とカード部を第1接着層を介して接着させることで両面に自由な書き込みがされ、樹脂シートによってラミネートされたカードができる。

すなわち、使用者は、印刷面に自由な書き込みを行ない、その面にラミネート加工を手軽に施すことができるため、自分の趣向に応じ、かつ耐久性に優れたカードを気軽に作成することができる。このように、使用者は、印刷用紙から手軽に耐久性に優れ、用途に応じたカードを得ることができるため、カードをさまざまな用途に使用することができる。また、印刷用シートの両面に樹脂シートがラミネートされたカードを容易に形成することができるため、定期入れ等に入れて携帯しても、しわになったり傷んだりし難く、非常に耐久性に優れる。また、印刷用シートのカード部に書き込みをした後に書き込みの上を樹脂シートでラミネートすることができるため、書き込みが消えたり、汚損することがほとんどなくなる。また、カード部とカード部との間に磁気記録層、I Cチップ、読み書き用のアンテナ等を設けることにより、例えば、高密度情報が記録できるI Cカードやメモリカード等として利用でき、プリペイドカードやゲームカード等各種の用途に用いることができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、カード部の第1粘着層または第2粘着層から印刷用シートにわたって凹部を設け

、上記凹部に磁気記録層等の挟み込んだ物を収容するようにした場合には、磁気記録層等の厚みによってカードの厚みが増すことを防止することができる。